平成２９年（フ）第３９１号
和歌山市有本29番地
破産者　林　　孝典
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成３０年（フ）第１号
和歌山市平井82番地６　Ｒｉｏｒａ市小路106
破産者　秦野絵里奈（旧姓金丸）
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成３０年（フ）第９号
和歌山県橋本市隅田町下兵庫997番地の５
破産者　浜砂　正和
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成３０年（フ）第２２号
広島市安佐南区緑井１丁目６番２―301号
破産者　前岡　倹太
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部
平成３０年（フ）第２３号
広島市安佐南区緑井１丁目６番２―301号
破産者　前岡　麻知（旧姓藤原・森田）
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第３０号
山口県長門市東深川1563番地１　萩原アパート３
破産者　藤田　　勲
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部
平成２９年（フ）第３９号
山口県萩市大字土原212番地４
破産者　渡邊　和信
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部
平成３０年（フ）第１２９号
北九州市八幡東区大蔵３丁目１番５―304号
破産者　馬場　春花
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成３０年（フ）第１４号
大分市明野北４丁目８番Ｃ―208号
破産者　渡邊　恵子
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成３０年（フ）第１６号
大分市大字毛井42番地の10
破産者　伊勢菜見子
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成３０年（フ）第３６号
大分市大字猪野277番地の１（喜多荘２）
破産者　堀　　将志
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成３０年（フ）第１４号
鹿児島県指宿市岩本335番地
破産者　濵田　芳子
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部
平成２９年（フ）第３３４号
沖縄県浦添市内間４丁目20番28号山川アパート203号（前住所　沖縄県浦添市牧港２丁目46番８―403号ヴィラマチナトⅡ）
破産者　渡久地華連
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部
平成２９年（フ）第３３５号
沖縄県浦添市内間４丁目20番28号山川アパート203号（前住所　沖縄県浦添市牧港２丁目46番８―403号ヴィラマチナトⅡ）
破産者　渡久地正子
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

更生計画認可

平成２９年（ミ）第３号
東京都世田谷区上用賀５丁目12番11号
更生会社　日東通信機株式会社
1　決定年月日　平成30年４月30日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済方法
第１節　更生担保権
第１　更生担保権の権利の変更及び弁済方法
１．確定債権

担保の目的	件数	確定更生担保権額	別表
継続保有不動産	１件	62,960,000円	別表７－１
預金	１件	7,578,906円	別表７－３
動産先取特権	１件	285,455円	別表７－４
リース	１件	550,800円	別表７－５

２．権利の変更及び弁済方法
別表７－１、同７－３乃至同７－５記載の更生担保権は、一括弁済日（本更生計画に基づく、更生債権等の弁済日をいい、具体的には、更生計画認可決定日から３か月後の応当日（３か月後に応当日がないときは、その月の末日）までの間で、管財人が定める日をいう。以下同じ。）に、確定更生担保権額を一括弁済する。
第２　換価予定不動産に関する特則
１．確定債権

担保の目的	件数	確定更生担保権額	別表
換価予定不動産	１件	99,139,750円	別表７－２

２．権利の変更及び弁済方法
⑴　処分連動方式による弁済
別表７－２記載の更生担保権は、下記⑵乃至⑹記載の方法により、換価予定不動産を売却処分等し、換価予定不動産の売却代金入金後１か月以内に、これを弁済する。
⑵　担保弁済額の定義
「担保弁済額」とは、換価予定不動産の不動産売却代金（消費税を除く。）から下記Ａを控除し、下記Ｂを加算した金額をいう。
Ａ：控除する費用（更生会社が負担するものに限る。）
ア）売主負担の仲介手数料
イ）売主負担の契約書印紙代、領収書印紙代
ウ）売主負担の測量費、解体撤去費、土壌調査費、土壌改良費
エ）売主負担の登記手続費用（担保権登記抹消費用、住所変更、名義変更費用を含むがこれに限られない。司法書士費用を含む。）
オ）更生手続開始決定日（平成29年６月30日をいう。以下同じ。）以降引渡しまでの当該不動産にかかる火災保険料、共益費、警備費等の当該不動産の維持管理費。但し、更生会社が現に事業に使用していた期間にかかるものは、更生会社が負担するものとし、控除しない。

第明治三十二種郵便物認可